

(別表5)

本工事は、技術的な工夫の余地が小さいため、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

共通事項 8 低入札価格調査(1)の価格による失格基準について

以下のとおり価格による失格基準を設定し、調査基準価格に満たない全ての入札者について、失格基準を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

| 項目 | 算定式 | 価格による失格基準 |
|--------|-------------|---------------|
| 直接工事費 | 本組合設計金額の90% | 左記の 合計金額未満 |
| 共通仮設費 | 本組合設計金額の80% | |
| 現場管理費 | 本組合設計金額の80% | |
| 一般管理費等 | 本組合設計金額の30% | |

低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本組合指定様式）の提出を求める。